

# 定款

一般財団法人診療看護師等医療従事者育成支援協会

令和5年11月27日作成

# 一般財団法人診療看護師等医療従事者育成支援協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般財団法人診療看護師等医療従事者育成支援協会と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府吹田市に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、診療看護師を始めとする医療従事者又はそれを求めて就学するものへの奨学金による経済的支援、人事交流及び教育活動の事業を行い、医療従事者の業務の質を向上する事により、医療を必要とする患者への医療サービスの質の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 診療看護師等を目指す学生又は医療従事者への奨学金の給付
2. 医療従事者の業務改善および臨床の質向上、並びに学術研究の振興に関する事業
3. 前各号に附帯又は関連する事業

### (公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

## 第2章 財産及び会計

### (財産の抛出並びにその価額及び基本財産)

第6条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりであり、この法人の目的である事業を行うために不可欠なこの法人の基本財産とする。

設立者 青山竜馬

拠出財産及びその額 現金 300万円

2 基本財産は、<例：(評議員会において別に定めるところにより、) この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

#### (事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

#### (事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に置き、一般の閲覧に供するものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

##### (評議員)

第10条 当法人に評議員3名以上7名以内を置く。

##### (選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3 分の1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2 条第1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2 条第1 項に規定する国立大学法人又は同条第3 項に規定する大学共同利用機関法人

④ 地方独立行政法人法第2 条第1 項に規定する地方独立行政法人

⑤ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4 条第1 項第8 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

## （任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

#### (評議員の報酬等)

第 13 条 評議員に対して、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第 2 節 評議員会

#### (構成)

第 14 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

#### (権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第 16 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

#### (招集権者)

第 17 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

### (招集の通知)

第 18 条 代表理事は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

### (議長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

### (決議)

第 20 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

### (議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

## 第 4 章 役員及び理事会

### 第 1 節 役員

#### (役員)

第 22 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上 4 名以内

監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

**(選任等)**

第 23 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

3 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

**(理事の職務権限)**

第 24 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

**(監事の職務権限)**

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

**(任期)**

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年とする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。



3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

#### (解任)

第 27 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

第 28 条 理事及び監事は原則無報酬とする。ただし常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

#### (取引の制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

## 第 2 節 理事会

#### (権限)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

#### (招集)

第 31 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

2 理事会の招集通知は、会日の 5 日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

#### (議長)

第 32 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

#### (決議)

第 33 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

#### (議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

#### (理事会規則)

第 35 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第 5 章 定款変更、合併及び解散

### **(定款の変更)**

第 36 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

### **(合併等)**

第 37 条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

### **(解散)**

第 38 条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

### **(公益認定の取消し等に伴う贈与)**

第 39 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### **(残余財産の処分等)**

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## **第 6 章 附 則**

**(最初の事業年度)**

第 41 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日  
までとする。

**(設立者の氏名及び住所)**

第 42 条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立者 青山竜馬

**(法令の準拠)**

第 43 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

**附則**

1 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 川合明彦

設立時評議員 添田英津子

設立時評議員 玄順烈

2 この法人の設立時理事、設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 青山竜馬

設立時理事 宮川繁

設立時理事 平将生

設立時監事 久保恭子